第2号様式(第3条関係)

福祉車両利用誓約書

川辺町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が実施する福祉車両貸出事業について、福祉車両の貸し出し期間中、事故等が発生した場合に異議等申し立ていたしません。

また、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1. 福祉車両の利用にあたっては、善良な福祉車両運転者として注意義務をはたします。
- 2. 福祉車両利用期間中に事故等が生じた場合は、速やかに社協の指定する保険会社及び社協へ連絡します。
- 3. 福祉車両の利用によって生じた損害賠償等の一切の責任は、福祉車両に加入する保険範囲内とし、それ以外の補償は全て福祉車両運転者の負担とします。
- 4. 事故等が発生した場合の事故処理は、福祉車両運転者において処理します。
- 5. 福祉車両の運転にあたっては、事前に申請した者で、かつ運転免許証を 所持した満 21 歳以上であることとします。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

印

社会福祉法人

川辺町社会福祉協議会 殿